

「平成25年度第4回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成25年12月5日（木） 10:00～10:45

II 場 所 熊本市役所 14階大ホール

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 「y o u m e マート田崎店」及び「ドラッグコスモス近見店」に対する意見について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から、届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明した後、協議を行った。

1 「y o u m e マート田崎店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。

(1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺の生活環境の保全に努めること。また、敷地境界線上の全ての地点における来客車両走行音、a地点における荷さばき作業に伴い発生する騒音に係る夜間の騒音レベル最大値の予測結果が騒音規制法の夜間の規制基準を超えているため、規制値を超える場合の対策として届出書に記載された騒音対策を確実に講じ、騒音の抑制に努めること。その他、当該店舗運営に伴い発生する騒音により、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

(3) 緑化目標値である敷地面積の20%以上を緑化するよう努めること。

(4) 屋外照明や広告塔照明の設置については、周辺住居等に光害が発生しないよう照

明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。

- (5)「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

無

〔総 括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

2 「ドラッグコスモス近見店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。

- (1)本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2)混雑時には交通整理員を配置するなど、敷地内の駐車場や出入口付近の歩行者の安全確保に配慮すること。
- (3)良好な沿道景観の形成のため、接道部において交通安全面での視認性を妨げない箇所への中高木の植栽に配慮すること。
- (4)屋外照明や広告塔照明の設置については、周辺住居等に光害が発生しないよう照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。
- (5)「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

無

〔総 括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

3 次回開催予定について

〔開催予定時期〕平成25年度中の開催予定は無